

「新 わたしたちのまちづくり」

白地地域の建築形態規制見直し(案)の縦覧について

No.16

先に町広報紙等でお知らせをしておりました、都市計画区域のうち用途地域の定めのない区域(白地地域)の建ぺい率・容積率等の建築形態規制については、平成13年5月に建築基準法が改正されたことに伴い、これまでの一律規制であったものが、土地利用の状況等に応じて見直しを行なうこととなり、「素案」の縦覧及び説明会等を開催し、皆様からのご意見を伺いながら横芝町「案」の作成を行い、県へ提出いたしました。

このたび、千葉県建築指導課において白地地域の建築形態規制の見直し(案)がまとまりましたので、再度皆様のご意見を伺うために縦覧をいたします。

この「案」についてご意見のある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

また、白地地域の建築形態規制の見直し(案)は、縦覧の後、町都市計画審議会や県都市計画審議会の審議を経て、決定・告示されることとなります。

横芝都市計画区域のうち白地地域の建築形態規制見直し(案)

容 積 率	200%	敷地に対する建物の総床面積の割合
建 ぺ い 率	60%	敷地に対する建物の建て床面積の割合
道 路 斜 線	勾配1.5	敷地が接する道路の反対側の境界から建築物までの水平距離との割合
隣 地 斜 線	2.0m+勾配1.25	建築物の高さ+隣地境界から建築物までの水平距離との割合

意見書の様式

白地地域の建築形態規制に係る意見書

平成 年 月 日

横芝都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(白地地域)内における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の指定の案について、次のとおり意見書を提出します。

千葉県知事 様

住所 _____

氏名 _____ 印

意見及びその理由は、別途のとおりです。

注

1. 原則としては自筆による楷書、横書きとして下さい。
2. 別紙は400字詰め原稿用紙(A4)2枚以内として下さい。
3. 法人が提出する場合は、法人名及び代表者名を記入して下さい。
4. 提出期限は、平成15年9月19日までです。

○縦覧日時

9月5日(金)から19日(金)
午前9時から午後5時まで
(土、日、祝日は除く)

○縦覧場所

横芝町都市整備課
千葉県都市部建築指導課

○意見書について

千葉県知事宛の意見書に、住所、氏名を明記し、意見の要旨を400字詰め原稿用紙(A4版)2枚以内にまとめて提出して下さい。

なお、意見書の様式は町都市

整備課に用意してあります。

・提出先

〒289-1792
横芝町横芝636
横芝町都市整備課
☎82-8820

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1
千葉県都市部建築指導課

☎043-223-3186

・提出期限

9月19日(金)(当日消印有効)